

10月31日 ゲスト卓話



国際ロータリー第 2770 地区 卓話者バンク

坪田祐貴 様

平成 26 年 4 月 1 日、5%から 8%に消費税率が引き上げられます。

消費税とは、売上にかかる消費税から、支払にかかる消費税を差し引いた分を納める税金であり、預り金の性格を持った税金です。消費税率が 5%から 8%に引き上げられた場合、価格転嫁できなかった分だけ、事業者は負担することになり、その分だけ貸借対照表、損益計算書に影響が出て来ます。

損益の面ではその分、収益を圧迫し、資金繰り上もその分資金が減る事になります。逆に輸出業者の場合は、輸出に対する売上には消費税がかからないため、逆に支払った分にかかった消費税が戻る事になり、5%から 8%に税率がアップすることにより、従来の還付額の 1.6 倍の還付額

になります。

平成 26 年 4 月 1 日より 8%に改正されることに対して注意する点がい
ろいろありますが、その中のいくつかをお話し致します。

例えば、平成 26 年 4 月 1 日(施行日)より前に定期券を購入することに
より、平成 26 年 4 月 1 日以降に乗車しても 5%の消費税で済みます。同
様の事がコンサートチケット、プロ野球年間シート券等の購入の場合にも
適用されます。

又、工事請負の場合には、施工日(26 年 4 月 1 日)より 6 ヶ月前の 25
年 9 月 30 日までに契約を結んで引き渡しは 26 年 4 月 1 日以降になっ
ても、5%のままでかまわないという規定があります。一方、25 年 10 月 1 日
以降に契約して、26 年 4 月 1 日以降に引き渡す場合は、逆に 8%という事
です。充分注意してください。

その他の最近の税法等の改正については、マイナンバー制度の導入
があります。2016 年 1 月よりの導入で税金、年金、地方税をセットにして、
1 本化して管理する制度です。又、海外財産(5000 万以上)については、
2013 年末より申告制度にして、無申告の場合は徴収罰金があります。

今日、お集まりの皆様には大いに関心がある改正があります。

事業継承に係る税制の緩和化です。オーナー企業経営者から後継者

に株式を譲渡(相続、贈与)する場合、従来の制度より規定を緩くした改正です。ケースバイケースであり、有利に活用出来れば大いに利用していきたいものです。

最近、婚外子の相続判決が出ました。従来の民法規定では、婚外子の相続分は婚子の2分の1です。今回の判決で婚外子の相続分が、婚子の相続分と同等になりました。益々の高齢化社会になっています。いろいろな面で相続の問題がかかわってくると思います。

平成27年には、相続税の課税方法が改正されます。従来の5000万基礎控除が3000万に。法定相続人1人1000万が600万に下がります。下がる事により約倍の申告件数になると予想されます。

今後共、絶えず社会の動向とともに税についても意識を働かせ行動していただきたいと思います。